

子育てのための施設等利用給付認定申請書(新1号)

宇部市長 様 (新規・継続)

※記載例をよく読んで記入してください。

幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）又は特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望する（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業（※1）は利用しない）ので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり子育てのための施設等利用給付に係る認定を申請します。

〒 令和 年 月 日

保護者住所 令和8年1月1日時点の住所(令和 年 月 日転入) ※前住所が宇部市内の場合は記入不要

前住所 (Tel 父 母)

代表保護者氏名 (Tel 父 母)

施設名	施設コード	認定希望日 (施設利用開始日)	令和	年	月	日
入所児童	フリガナ氏名	生年月日等	令和9年4月1日現在の年齢	歳	男 女	個人番号 (マイナンバー)
続柄	フリガナ氏名	生年月日	勤務先、 学校名、施設名等			個人番号 (マイナンバー)
父	フリガナ氏名	昭和 平成	年	月	日	
母	フリガナ氏名	昭和 平成	年	月	日	
		T・S・H・R	年	月	日	
		T・S・H・R	年	月	日	
		T・S・H・R	年	月	日	
		T・S・H・R	年	月	日	

該当する□にチェックをし、必要事項を記入してください。

単身赴任 □父・□母 赴任先住所 ()

ひとり親の場合 □離婚(年 月 日) □死別(年 月 日) □未婚
□別居(年 月頃から) 調停 □有・□無 □その他()

同居障害者 氏名 手帳の有無 □有・□無

※1 預かり保育事業は、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

- 【申請にあたって同意していただく事項】
- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
 - 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
 - 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
 - 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
 - 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
 - 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。